

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年3月6日 開会 9時58分 閉会 12時23分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

簀戸利昭	柳原英子	西村慎次郎	惣台己吉
藤原浩司	三輪順治	大滝文則	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	市民生活部長	佐藤和也
健康福祉部長	山田正人	病院事務部長	田平雅裕
市民生活部次長	井口勝志	健康福祉部次長	沖津幸弘
病院事務次長	一安直人	健康福祉部参与	和田広志
健康福祉部参与	三宅早苗	子育て支援課長	岡崎祐一
協働推進課長	川上益史	環境課長	谷みち子
健康福祉部参事	原田恒司	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	偕楽園長	竹井博範
芳井支所長	岡田光雄	美星支所長	川上邦和
福祉課長補佐	片山恭一	戸籍住民係長	岩本陽子
総務課長補佐	伊藤圭史		

(3) 事務局職員

事務局長	宮良人	事務局次長	藤原靖和
主任	多賀大祐		

6. 傍聴者

- (1) 議員 妹尾文彦、多賀信祥、山下憲雄、三宅文雄、西田久志、宮地俊則、
佐藤 豊
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（簀戸利昭君） 皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

本日の市民福祉委員会の所管事務調査でも取り上げていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染症につきまして、大変心配をしているところでございます。先月27日に、政府から小学校・中学校・高等学校の休校が要請をされたところでございます。本市におきましては、今週の月曜日から市内の中学校それから市立高校の休校を決定をしたところでございます。小学校につきましては、共働き家庭への配慮の観点、また子供の居場所の観点から休校はせず、通常どおり授業を行っているところでございます。今のところこれといった混乱は起きていないというふうに聞いているところでございます。しかしながら、状況は改善をされておられません。いつ何どき感染者が発生するかもわからないといった状況でございます。先日も山口県で感染者が発見されたということでございますので、いつ何どきそういう状況になるかわからないということでございます。岡山県内、もしくは広島県内で感染者が発生した場合は、休校もやむなしというふうに思っております。常に危機感を持ちまして、しっかりと決定をしていきたいと思っているところでございます。

そういった中、本日は市民福祉委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては、何かとご多用の中をお繰り合わせご出席をいただきました。まことにありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が3件、その他所管事務調査の調査事項が1件ということでございます。皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、お手元に2月市議会定例会報告事項をお配りをしております。後ほどお目通しのほうよろしくお願いをいたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第17号 井原市特別会計条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第18号 井原市印鑑条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第19号 井原市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 本件につきましては公募をされましたが、結果として1法人のみの応募になったと。それはやむを得ない事情があると思えますけれども、そこから先に関連して、4つほど質問します。

まず1点目は、総合評価ということで、当然公募をされた1社であったとしても、井原市がどういう状況につけて、どういう基準に合格して、そして指定管理をするに至ったかというのは、総合的に見てどういう観点からございませうか。その際、どういうメンバーで

選考をされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、4月1日から指定管理に移行ということですから、極端に言えば、3月31日までは市の直営、4月1日から指定管理ということで、ごろっと変わるわけです、世界が変わるといいますか。そうすると、当然予想される大きな懸案の一つに、処遇にしても何にしても、入っていらっしゃる方あるいは施設環境等の関係での円滑な移行が求められると思います。給食にしてもそうです。そこらあたり、事務の移行に関して今ご配慮いただいている点について、ポイントをちょっと教えていただきたいと思います。

3点目は、現行の職員が何名かいらっしゃいます。常勤の方も含めて、非常勤の方や嘱託の方もいらっしゃると思いますが、その処遇について、現段階でわかる範囲、言える範囲で結構ですから、教えていただきたいと思います。

それから4点目は、協定の中身に深くは入りませんが、一つ問題なのは、指定管理にしますと、例えば物が壊れたとか、あるいはここを直さないといけないとか、ぐあいが悪いということで、恐らく維持・修繕等で、市がやるのか指定管理がやるのかという分岐点があると思うんですが、目安としてどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのか。合わせて4点よろしくお願ひしたいと思います。

偕楽園長（竹井博範君） 第1点目の指定管理の選定に当たっての委員会のメンバーですが、副市長以下8名の委員さんで、内部委員が4名、外部から4名の委員さんで選定委員会を構成しております。それから、選定に当たっての基準ですが、1点目が、住民の平等な利用の確保が図られるものであること。2点目が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、市民サービスの向上を図ることができるものであること。3点目が、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有するものであること。4点目が、公の施設の利用を促進し、管理経費の縮減が図られるものであることの視点から選定されておられます。

2点目の、指定管理に対する円滑な移行ということですが、今後引き継ぎを行うこととともに、社会福祉法人恭和会さんのほうでも円滑な移行ができるようにということで、次の職員の処遇にも関係するのですが、現在偕楽園のほうに入所者の処遇のために嘱託職員が4名おられます。その職員と、今は退職されておられます元支援員等についても面接が行われ、円滑な移行ができるようにということで、恭和会のほうで4名継続雇用をされることとなっております。

3点目の職員の処遇ですが、現在偕楽園のほうでは、市の職員5名のほかに嘱託職員が5名、それから臨時職員が3名で業務を行っておりますが、嘱託職員のうち支援員1名は雇用を希望されない方がおられますので、4名の方については恭和会のほうへ継続雇用されると

いうことです。それから、臨時職員は調理員でございますが、1名の方は、4月からの雇用を希望されないということで、あと2名の方ですが、1名は再就職先が決まっております。あと1名未定ですが、今後も求人情報等の提供に努めていきたいと考えております。

4点目の協定の中での維持・修繕に係るものですが、協定書については現在恭和会と協議中ですので、その中で決めていくようになりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。もう日にちがほとんどない中で、入所者の方はそう違和感がないにしても、現場の方のスムーズな引き継ぎがうまくいきますように期待をしておりますし、また、今お聞きすると4月1日から、実際の現場の方は4人残られるということなんで、全く新しい方よりも、引き続き多くの方が処遇等の関係で現場の一線で働かれるというのを聞いて、安堵しました。

あと調理の関係なんですけど、ちょっと心配しますけれども、毎日の朝昼晩のこと、あるいはおやつの中にもありましようから、円滑な移行業務、スムーズな連携をお願いしたいと思っております。

それから、聞き漏らしたんですが、市の職員が5名いらっしゃるということなんですけど、この5名については何もおっしゃらなかったんですが、当然市の職員という身分を有した者が4月1日以降、うまく各職場に散らばっていただいて、今までの職能とそれから新しく学んだ知識で新しい職場につかれ、お仕事へ邁進されるということを確認させていただきたいんですが、どうでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 市の職員5名の処遇ということでございますけれども、まだその人事配置は具体的なものは決まっておられませんけれども、3月末で解雇といったことは当然ございませんし、その職員の適性に応じて適正な人事配置をしたいと思っております。

委員（三輪順治君） よろしくをお願いします。

それから、続きまして、協定はこれから相手方と交渉に入るのは当たり前なんですけども、一般論的にこういう指定管理で問題になるのは、故意か過失かわかりませんが、物が壊れたとかあるいは自然災害とかいろんなことで、修理を市がするのか、指定管理がするのかということで、今協議中ということですが、今までの施設、二、三十カ所の指定管理がありますけども、基本的にはその線に乗ってやられるという理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部長（山田正人君） 設備それから備品等の故障あるいは経年劣化によるリスク負担のことをおっしゃられているんだと思いますけど、現在井原市が指定管理に出している施設、これをベースに、今相手方にお示しをしておる段階でございます。

委員（三輪順治君） わかりました、ありがとうございます。

委員（大滝文則君） その他必要な職員を置くことができるという項、この想定というのは、市から職員を派遣するというようなニュアンスでしょうか。

健康福祉部長（山田正人君） このたびの改正でございますが、職員の必置規定から、できる規定に改正しております。これは現在、指定管理に出している市の公の施設の設置条例等に準拠して改正したわけでございますが、その他職員と申しますのは、例えば地方自治法第244条の2第11項でございますが、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができることとされております。このことから、例えば偕楽園において入所者への食事の提供で指定管理者に何らかの大きな瑕疵があった場合には、その給食業務について一時停止を命じることになります。そうした場合、その停止を命じた期間は、市の直営で実施することになります。したがって、そういった場合には調理員あるいは管理栄養士を配置するということになろうかと思えます。

委員（大滝文則君） ということは、現時点でその職員を配置するというようなことではないということでは理解すればいいですか。

健康福祉部長（山田正人君） はい、そのとおりでございます。

委員（大滝文則君） もしもそういう事態が発生した場合、その部分の費用を市が持つわけですから、そのときの指定管理料についての取り決めもこれから協議するということで理解すればいいですか。

健康福祉部長（山田正人君） あってはならないことですが、そういうことがあった場合には、指定管理者との協議が必要だろうと思えます。

委員（大滝文則君） わかりました。

委員（藤原浩司君） 偕楽園はここで指定管理されるわけですが、これまで市が直営でやってこられました、その収支はプラスであったかマイナスであったか、そのあたりはどうだったのでしょうか。

健康福祉部長（山田正人君） これまでの収支ということで、まず歳出でございますが、1億1,000万円余りの歳出がございます。それに対して、入所者の負担金あるいは市外からの入所者のその市町からの措置費を合わせますと、3,200万円。したがって、7,000万円余りが一般財源で経費を賄っていたということになります。

委員（藤原浩司君） 要は7,000万円弱の赤字を補填してこられたと。それがこのままずっと続けばどんどん膨らんでいくのかどうかというのは未定なことですが、それを踏まえた上で指定管理をされたと、プロにもう任せたいというふうな理解でよろしいで

すか。

健康福祉部長（山田正人君） 指定管理に出す理由としては、やはり民間の活力を活用すること、それから経費を削減することということの大きな2点がございます。経費削減ということで見れば、今年度の養護老人ホーム偕楽園の管理運営費の予算額が1億1,200万円。このたび令和2年度の指定管理料では、8,625万円。ということは、差し引き約2,600万円の財源といえますか、経費の削減が図れるということになります。

委員（藤原浩司君） わかりました。指定管理するということはそういうところに理由があるんだろうと思ったんですけど、今のこの指定管理を受けられるところのプレゼンがあったとは思んですけど、1社しかなかったんですけど、そのプレゼンの中には、その指定管理をされる社会福祉法人のやる気というか、前に進めていく、利益を出せるよというようなプレゼンがあったんだとは思んですけど、ここにかかわった8人の方がプレゼンテーションとか聞かれて、選定委員会でやられたと思うんですけど、指定管理を受けられる法人は、このぐらいのことなら管理運営はできるよというように自信を持って言われたのか、言われなかったのか。自信があるから受けられたんだと思うんですけど、その辺はどのような回答というかプレゼンがあったんでしょうか。

健康福祉部長（山田正人君） 社会福祉法人恭和会さんに受けていただいたわけですけど、理事長さん以下、とにかく井原市に貢献したいんだということを強くおっしゃっておられました。現在、隣接しているところにケアハウスなり特養を運営されています。そうした中で、井原市内における高齢者福祉でしっかり貢献したいという強い思いを持っておられました。

委員（藤原浩司君） 何分にしても、人を守っていく施設でございますので、今後監査といたしますか、先ほども言われたように、給食に何かあったら一時停止をして、職員を直営で派遣されるというようなこともありましたけど、本当に大切な、お年をとられた方がずっと過ごされる場所ですので、幾ら指定管理といっても、よく管理運営を見ていただいて、今後進めていただきますようお願いいたしますので私の質問は終わります。

委員（三輪順治君） この施設の指導監督権限者は県でしょうか。

偕楽園長（竹井博範君） 施設の指導監督は県のほうになります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈井原市国民健康保険税条例の税率について〉

委員（三輪順治君） そういう報告を受けて安堵いたしますというのがまず1点。私も岡山でありました会議で令和2年、令和3年は据え置かれるということが決まりましたので、高齢者にとっては大変喜ばしい情報だと思います。ただ、先ほど市民生活部次長もおっしゃったようにいろんな変動がありますから、これから課税標準税率が上がった場合にどうするかというのは、取り崩しを含めてやられるということなんですが、それでその関連で2点ほどご質問します。

今、国民健康保険税の税目要素、所得割とか均等割とか、それは要素ごとに井原市の現状です。県へいっておりますけれども、保険者は、井原市の考え方が多分底辺にまだあると思います。それが残っていれば、それをちょっとお知らせください。

もう一つ。繰越財源としての基金額の残高が、わかる時点で結構です。一番直近でどのくらい残っているのか、2点お願いします。

市民生活部次長（井口勝志君） まず、市における保険税をどういうふうに算定をしているかということなんですけれども、いわゆる3方式といいますか、1つは所得割率、それから2つ目は被保険者の均等割額、それから3つ目が世帯別の平等割額、この3つを基準としまして、それぞれ医療分、後期高齢者の支援金分、介護分というふうに、それぞれで率を設定してお願いすることとしております。

それから、2つ目の基金の状況についてなんですけど、井原市では国保の基金は持っていません。現在、繰越金という形で、12月議会のとくにペーパーで報告をさせていただいたんですけれども、平成30年度末の残では3億8,000万円程度、それが今年度末の予測、その時点では繰越金を充用する部分がありますので7,100万円ぐらいは減るのでは

ないかなという見込みでございまして、年度末では3億円程度かなという見込みでござい
ます。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。従来からちょっと疑問なんです、県が
示すと思われるものと、現在の井原市の3つのその課税方式、いわゆる所得割と均等割と世
帯平等割ですか。これは県内でもちょっと異質じゃないかと思うんです。普通は所得割と均
等割だと思われるんですが。それで、岡山県が標準税率を出したときに、井原市はその3つ
の構造は変えずに徴収をしていくのか、それとも県内27市町村がほぼとられているような
方式になじませるのか。今方針を聞いてもいけませんけども、いずれあると思いますが、今
のお考えで行くと現行の体制を維持したいということで理解してよろしいのでしょうか。

市民生活部次長（井口勝志君） お答えの前に、先ほどの答弁の訂正をさせていただきた
いことがあります。

基金は持っておりませんと申したんですが、基金の制度自体はございます。基金の残高が
ゼロということでございます。失礼いたしました。

それから、今ご質問いただいた件なんですけれども、この3方式といいますのは、県下2
7市町村の中で、井原市を含めて23市町村がこの3方式をとっておりまして、あとの4市
町につきましては4方式ということで、固定資産税割を加えたものでされている状況でござ
います。これが将来、県下的にどうしていくかということにつきましては、現在のところは
わかりませんが、井原市としましては、この3方式で継続を考えているところでございま
す。

委員（三輪順治君） 私の理解不足で大変ご無礼いたしました。ほとんどの市町村が3方
式であるということでございます。そうすると、税率が変わった場合にどういった変え方を
するかというのは、保険者である岡山県のご指導の中で、井原市の議論を経て決めていくで
しょうけれども、基本的には同じぐらいの構造であるというふうに理解いたしました。結
局、現在いわゆる繰越額が井原市分3億円あるということでございますが、介護保険の計画
の見直しが入っておると思いますけれども、これは今回は税率を上げないのもう余り関係
ないんですが、前回改定の際に幾ら取り崩したんですか。お金を上げなくてもいいよと、し
かし崩したお金があると思います。どれぐらい崩されたんですか。

市民生活部次長（井口勝志君） 今年度なんですけれども、令和元年度は繰越金のうち、
予算では9,000万円を充当するという予定としておりました。

〈なし〉

委員長（簀戸利昭君） 本件については終わります。

〈井笠広域一般廃棄物埋立処分場整備工事進捗状況について〉

委員（三輪順治君） 所管が西部衛生施設組合議会ですから、この場では多くは質問ができませんが、ご存じであれば参考までにお知らせいただきたいんですが、これを整備するときに、井原市に対して最終処分場の受け皿として示されたときに、たしか4条件か5条件、条件といいますか申し合わせというんですか、それがあったように思いますが、この場がふさわしいかどうかわかりませんが、もし関連すれば、地元の同意が得られているわけですから、こういったものが条件でつけられているのかということをお知らせいただきたいというのが1点。

もう一つは、これも井笠広域でやられますから、事業母体が違いますから、多分その委託契約のあり方が、多分そちらのほうで話しをされますが、一般論として車両が1日に何台か入ってきます。その大きさはわかりませんが、例えば一般車道で事故があったときに、誰がどういう形で補償をするのか。運営母体もわかっていないですから言われませんが、交通量そのものも、そんなに頻繁には来ないとは思いますが、そういう点がもしわかれば、私は必ずこの場で聞かないといけないということじゃないんですけど、おわかりになれば、委員長の許可があればご発言をお願いしたいと思います。

環境課長（谷みち子君） 先ほどのご質問ですが、まず1点目は建設同意に当たっての要望事項に対する何らかの措置ということによろしいでしょうか。

委員（三輪順治君） 私が思っているイメージと同じものならいいんですが、要するに井原市が受けるときに他の2市2町に提示したような案件・条件もしくはこうしないとだめだという、排他的なものを含めて何か提示されたように記憶があるんですが、それをお願いしたい。

環境課長（谷みち子君） 大変失礼いたしました。井原市が受けるときに確約書を交わしております。管内の3市2町で確約書を交わしております。その1点目が、最終処分場は15年間使うということです。その後の最終処分場は、構成市町の中で持ち回りとして15年以上は使わないということが1点目。それから2点目は、次に建設される焼却施設につきましては、井原市以外から候補地を選定するという事です。それから、最後の3点目が、最終処分場を受けるに当たって、地元に対する地元振興の負担金として5億円を限度に地元要望にある整備をするというようなことになっております。

それから、2点目の通行車両は、最終処分場に入るものですが、こちらは今管内で

は2カ所ある焼却施設からの焼却灰と不燃物、不燃物はリサイクルできるものはとりまして、それを小さく細かく破碎した不燃物残渣を、今建設しています最終処分場に持っていくようになります。通行車両について、西部衛生施設組合からは、4トン車で1日6台程度というふうに聞いております。また、事故等がありましたら、組合が委託している契約内容でどこが責任を負うというようなことは決まるのだと考えています。

委員（三輪順治君） 3点の合意の基本はわかりました。関連して、3市2町と覚書はいつ交わされましたか。

環境課長（谷みち子君） 3市2町で交わした確約書ですが、平成27年1月15日となっております。

委員（大滝文則君） 先ほどちょっと出ていましたけども、この件につきまして高屋地区からのいろんな要望があったかと思うんですけども、現時点での対応とか進捗状況について、わかる範囲で結構ですからよろしくお願いします。

環境課長（谷みち子君） 高屋地区からの要望に対する整備の進捗状況ですが、県道、市道の整備をするというものと、それから高屋中北公民館の整備、吉谷公園の整備、地域活動支援というふうに大きく分けて要望事項がありまして、それに対する整備状況でございますが、市道に対しましては、石谷大仏線の改良工事を行っております。それから、県道七曲井原線に対しましては、県に要望を行っているような状況ですが、今は石谷大仏線へ入る箇所について設計を行っている状況というふうに聞いております。要望箇所が4カ所ありますが、そのうちの1カ所の測量設計を行っているというふうに聞いております。あと、高屋中北公民館に関しましては、要望事項としてはもう終了しています。それから、吉谷公園は来年度、遊具などの入れかえを行うということで予定しております。地域活動支援につきましても現在行っている状況です。

委員（大滝文則君） 大変な事業なので、地元の方の要望についてはできる限り応えられるような支援を市のほうからもしっかりしていただきたいと思います。

〈なし〉

委員長（簗戸利昭君） 本件については終わります。

以上、所管事務に関する執行部からの報告は終わります。

市民生活部長（佐藤和也君） 先ほどの環境課長の説明を一部訂正させていただきます。

西部衛生施設組合の最終処分場の建設に当たっての本市の条件につきまして、確約書で3点あるということで説明をさせていただきましたが、もう一度その3点を説明させていただ

きます。

まず1点目は、使用条件が15年間ということ。それから2点目、今後の最終処分場は組合市町で持ち回って受け入れるということ。3点目が、今般整備を検討しております焼却施設、これは井原市以外のところで選定していただくという、この3点でございます。地元要望につきまして、5億円を上限に対応するというのは、本市が出した条件ではありませんで、地元要望について最大限対応していくという中で、費用負担について5億円を上限ということで一つの目安を定めた、取り決めをしたということでございます。

〈所管事務調査〉

委員長（簀戸利昭君） 本日の所管事務調査事項は、新型コロナウイルス等感染症対策についてでございます。

このほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

委員（藤原浩司君） 緊急といいますか、この新型コロナウイルス感染症のことにに関して、先般、放課後児童クラブの会合がありまして、そのことの協議の内容でちょっとお伺いしたいことがございますので、もし委員の皆さんのお許しがあればお聞きしたいなど、このように思っております。

委員長（簀戸利昭君） 放課後児童クラブでの協議内容についてということでございますが、それはこの新型コロナウイルス等感染症対策についての中でお聞きしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員（藤原浩司君） はい。

〈なし〉

〈新型コロナウイルス等感染症対策について〉

委員（三輪順治君） 当委員会における所管事務調査事項を検討したのが約10日前でした。ですから、ここまでのいろんな状況が変わるとは思っていない中で想定しながら、非常に厳しい状態だという認識のもとでご質問させていただきまして、お答えにくい点もあったと思いますけれどもご容赦いただきたいと思います。

今、市民はもとより県民、国民も新型コロナウイルス感染症に対して、非常に漠然とした

不安感を持っています。しかも、国において決められた基本方針を出された後、いろんな動きがありまして、けさのニュースでもいわゆる検体検査、PCRというのがきょうから公的医療機関の保険適用とするという報道がなされましたが、これはけさ7時半の時事通信の情報です。いろいろ書いてありますが、まだ具体的には進んでいないかもわかりませんが、いずれにしても、一般の市民の方でも保険適用で受けられるということはわかったんですけども、今のご説明をお聞きする限りにおいては、井原市民がその疑いがあると思われる症状、例えばさっきおっしゃいましたように熱が37.5度以上が4日続くとか、あるいは体がだるいとか、特に高齢者はそういった状態が2日連続すればとかいろいろありましたが、そのときに電話するところは、例えば井原市にかけられても、今のご案内いただいた備中保健所井笠支所のほうに電話が流れるんですか。

健康福祉部参与（三宅早苗君） 先ほど申し上げた症状がある方につきましては、帰国者・接触者相談センターにまずお電話をしていただいて、ご相談していただくというような流れになっております。

委員（三輪順治君） たてりはそれでいいと思います。現場の混乱なり医療機関の混乱とか院内感染を防ぐためにはそれでいいと思いますが、今病院へ行ったときにせきをしていると、ぱっとこっちを振り向かれるとか、単なる風邪などの症状が非常に疑心暗鬼になっているような状況、これはもういたし方ない。全国どこでも起きています。通常の医療機関もこれから先、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を経て今回のコビット19が指定されたら、多分いろんな方向で変わってくるかどうかわかりませんが、今本当につらい状況なのは、そういうもうどうしていいかわからない状況に置かれているというのを何とかしたいという思いで質問させていただいたんですが、幸い今市民病院のほうから、仮にそうなった場合でも市民病院は逃げないで、専用通路を設け、動線をたがえて、お受けする体制の準備はしているということをお聞きしたんで安心しました。

ところが、実際は今健康福祉部参与がおっしゃったように、県内で4カ所、近隣で福山市に5カ所ですよね。ベッド数も恐らく限りがあると思います。入院をしないといけないぐらい重篤な場合でも、そこには限度があるので、これから先どうなるかわからない中で非常にそういうところが不安なんで、誰がかかるかもわからないという状況を払拭するのは、本当にもう危機管理の中においても、目に見えないものだけに最大に難しい、想定困難な領域だろうと思います。今は、ある意味市民に安心を与えるような状況じゃありませんが、危機感を持って日々の生活や諸行動を見直すようにしていただきたいので、今健康福祉部参与がおっしゃったように、ホームページを私もずっと見ておりますが、大変タイムリーに出されています。ぜひ、混乱が起きないように引き続き、お知らせくん等でも周知してあげてくださ

い。いたずらに心配するなど。ただし、本当に心配がある方がやっぱり中にはいらっしゃると思います。だから、そういう方については、例えば電話が保健センターにあった場合に、はい、そっちへかけてくださいと言うだけじゃなくて、ちょっと一言、二言何らかの温かいお言葉をかけていただいて、不安を多少払拭してあげて、次へつないでいただけるような運用上のご配慮はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部参与（三宅早苗君） 健康医療課のほうでも、この新型コロナウイルス感染症についてのご相談をもう実際受けております。いろいろなご相談がありますので、一概にすぐ保健所さん等を紹介するだけではなく、傾聴をして寄り添うような形でお伺いした後に、最終的にまたそちらのほうへご案内するようにはなりますけれども、そういった形で職員のほうは常に対応のほうはさせていただいております。

委員（三輪順治君） よろしくお願ひします。特に単身世帯やご夫婦だけの世帯とか身寄りが少ないとか、いろんな諸事情がそのご家庭にあると思います。ですから、本当に心配されて電話をかけられるわけですから、ひとつご丁寧な対応を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

全ての患者を一般医療機関にということは多分難しいと思います。参考までに、今井原市に医療参与という方がたしか市内に3人ぐらいいらっしゃると思う。ご質問事項に入っておりますけれども、わかる範囲でいいんですが、まず3人いたかどうか。どこの部署に所属していて、会合などを持たれたかということと、それから県とのかかわり、市の医師会の理事や役員やメンバーとの、事前にいろんなことを想定した中で、こうなったらこうしようというような取り決めとか何か打ち合わせなんかをされていますか。そういうのをちょっと確認したいです。

健康福祉部参与（三宅早苗君） 医療参与の件につきましては、市では地域医療監が1名、健康福祉部長がなっております。それから、医療参与につきましては2名おまして、健康福祉部の次長が1名、それから市民生活部次長が1名、以上でございます。

それから、市の医師会とかの打ち合わせ等につきましては、医師会のほうにたびたび電話等行っておりますけれども、会合という形では持ってはおりません。

委員（三輪順治君） 今の段階ではちょっと動きにくいと思います。しかし、5時過ぎてからでもいいんですけれども、先生が診察を終えて7時でも8時でもわかりませんよ。やっぱりいざというときにどうするかということぐらひは、市が相談をされていたほうが、何もかも市民病院に来られても、市民病院も大変困られると思う。動線が分けられる病院と分けられない病院が、多分物理的にあると思います。もし、分けられることが可能な病院であったらご協力いただくとか。これはまだ感染者がそんなに多くないというか、検査していな

いから、きょうから保険適用されまして、今後どうなるかわかりません。しかし、そうなったときでも、今の市外の状況や県外の状況も聞きました。たくさん数がないです。限りがあります。感染症の専門家も余りいないと思う。でも、一時的にそこで何とか処置をしてあげて、早期な対応と重症化しないための対策というのはできる限り地元でやって、それで次のほうへ渡していくなり、そういう努力も、どこまでぎりぎりかというのをある程度、まだぼやっとなりますが詰めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。どうでしょうか、今のことに関して。もう要望になることだけど。

健康福祉部参与（三宅早苗君） いざというときのためにというようなことで、市の医療機関さんのほうと連携をとっていくということはとても重要だと思いますので、今後早目に対応してまいりたいというふうには考えております。

委員（三輪順治君） それから、新型インフルエンザ等対策特別措置法のときに、行動計画をおつくりになって、行動手順、実践手順をおつくりになっているのであれば、恐らくそれが相当有効に今回機能するんじゃないかと思われま。ですから、ゼロから組織をすとか連携をするんじゃないかと、そういった財産がもうありますから、ぜひそういうものをベースに、関係部署それから関係機関、健康福祉部には高齢者施設とかあるいは子供の施設がいっぱいあります。そういうところの連携なんかを、そういうマニュアルに応じていつでも発動できるように、リスクはもう目の前に来ていますので、大変厳しいような言い方ですけど、常にそういう危機感を持って、お仕事に当たっていただきたいと思います。

委員（藤原浩司君） せんだって市役所のほうで、この新型コロナウイルス感染症のことに関して、放課後児童クラブのほうの職員さん、支援員さんや会長さん等々がお集まりになって協議をされたということは聞き得ているんですけど、その中で状況的に、市のほうのその扱いというか、施設に対しての言い方というか、この新型コロナウイルス感染症のことに関してちゃんと把握できていなかったために、放課後児童クラブのほうから暴言が吐かれて、とんでもない会議になったようなんですけど。きちっとした対応を云々かんぬんというよりは、子育て支援課のほうできちっとこういうときには、まず子供のことを一番に思っやってもらおうと。これも全責任は誰がとるんだと、金は誰が払うんだとかという、お金のことばかりを言われた運営委員会の方が多々おられたそうです。そういうことに関しては、まず最初に子供のことが一番ですので、そういったことをきちっと会議の中で、やはりお金をお支払いして運営をされているわけですから、そういう方々がそういう暴言を吐くようなことのないように、きちっとした指導をしていっていただきたいと思います。

話を聞きますと、物すごくレベルが低過ぎて、話にならないという感じでおられた方もいらっしました。まずは、子供のことが一番なんで。例えば放課後児童クラブを閉めたら

給料がもらえなくなる。それは誰が出すんだとか、そんなことを会議で言うこと自体がもう本末転倒だと思うんです。これっていうのは、はっきりと言って各運営委員会の皆さん方に担当部局のほうが、子供が一番ですというようなことをきちっと教えていらっしやらない。また、年間の中には放課後児童クラブの支援員さんの講習とかもあるわけですから、子供を守るために社会の一員である大人が集まって話をしているわけですから、きちっとした会議ができるようなことをご指導していただきたいと思います。この点についてはどのように今把握されていますでしょうか。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 新型コロナウイルス感染症に関連した、放課後児童クラブの会合でのご発言についてということでございます。会合のほうを3月4日に開催をいたしまして、17クラブのうち欠席のところもありましたが、来ていただいた方に今後の新型コロナウイルス感染症対策の課題とか、それから現状どれぐらいまでいけるかということをお尋ねしたいと。それを市の判断材料にしていきたいという趣旨でお集まりをいただきました。そうした中で、今藤原委員さんが言われたような内容のことをお尋ねになる方もいらっしやまして、そうしたことにも国から示されているものはお伝えしながら、本来の趣旨である課題などの聞き取りをさせていただいたところです。

おっしゃいますように、その趣旨といいますか、今の状況というのをよくご理解いただいて、会合でのご発言をいただきましたかったんですけど、現実そういうことがあったということがありますので、これからもそうしたことというのは、指導員さんを含めてお伝えをして、わかっただけのような対応をとっていきたいなと考えております。

委員（藤原浩司君） ぜひともそのようにしてください。大体私が聞きましたところによりますと、支援員さんの暴言が多かったということでした。ということは、支援員さんが、県のほうで扱っていらっしやる研修とかというものに行かれていないのではないかと、私はこのように思います。県の研修へたびたび行きますと、放課後児童クラブっていうのは、小学校も幼稚園も中学校も高校も同じですけど、子供を一番に守ることを考えるべきことであって、それをきちっと勉強されていないからこそそういう暴言が吐かれた。自分の日当がなくなる、生活ができなくなる、そういうことは後に考えればいいことであって、井原の放課後児童クラブなんかは、休まれたときにそのお母さん方を雇ってでも放課後児童クラブを運営していきますよというようなことを言われたというふうに聞き得ました。もう本当にこれはありがたいことだなと、このように思っております。ですから、行政のほうも弱い立場ではございませんので、そういうことはきちりと、上からではなくて、もう正面向かって同じ目の高さできついことは言うべきだと、私はこのように思います。

それともう一点。放課後児童クラブに、ちょっと軽い発達障害がある子供さんが療育の施

設に曜日割りで行かれています。その療育の場所に行ったとき、軽い風邪引きでせきをしたということに関してその施設は、新型コロナウイルス感染症のこともありますので、出入りを一切しないでくださいというふうに、子供さんと親御さんに言われたそうです。となりますと、この療育の施設で見ていただけない障害を持たれた子供さんというのは、どこに行けばいいんでしょうか。放課後児童クラブも療養をされているから、放課後児童クラブはしっかりと受け取りました、確かに。でも、そういう療育をされる方の施設が一切オミットだというふうに言われましたので、こういうところがやはり、放課後児童クラブより一つ上の免許を持たれた方がされている施設でございますので、安全っていう面はありましょけど、井原市の場合、市長が苦渋の選択をして、それこそ幼稚園も小学校ももう普通の授業にするよと言われたわけですから、放課後児童クラブもそれに倣ってあけている、療育の施設もそれに倣ってあけているというのが本来だと思います。これはもうはっきりとこの場で言わせてもらえますけど、●●●●●●●●●●●●●●●●でございます。ここにはきっちりとした指導をしていただきますようによろしくお祈いします。そうしないと、せっかく行政のトップである市長が苦渋の選択をされたことに関しては逆らっているような形になって、お子さんも、それからお母さんも働くことができなくなってしまう。ここはきちっとしたご指導のほどをよろしくお祈いしたいんですが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 今お聞きしたことについては、当該事業所によく確認をいたしまして、適切な指導のほうをしていきたいと思ひます。

委員（藤原浩司君） ぜひともよろしくお祈いします。放課後児童クラブに限らず、子供さんのいらっしゃる施設であるとか学校はあておりますので、所管の中では学校は別でございますけど、子供さんのいるところに関して、またお年寄りがいらっしゃることにては、本当にきちっとした対応を施設にしていていただくように、ご指導のほどよろしくお祈いします。

委員（惣台己吉君） 私らは家族とか周りの人とかとしか話をしないんですが、まず新型コロナウイルス感染症といったらどんなもんだらうかというのが、皆さん素朴な疑問があつて、そういうことについては、井原市からは何かを通じてこういうもんだということは発表されていないと思うんですけど、そうでしょうか。

健康福祉部参与（三宅早苗君） 市のホームページには、国とか県のほうから発出されておりますものにリンクしたような形で、その中には新型コロナウイルス感染症についてはどのようなものであるのかとかというようなことは載ております。ただ、今後4月に市の広報のほうに新型コロナウイルス感染症についての詳しいことは載せさせていただく予定になっております。

委員（惣台己吉君） 新型コロナウイルス感染症に関連した言葉で、クラスターとはなんだろうかということとか、それからこのたびの一番の問題が、まだ薬がないということが大きいですね。それともう一つの特徴としては、これにかかった人のうち8割の人は他人にはうつさないけど、約2割の人がうつすということ。例えば、5人かかられた人がいたとして、その5人のうち4人はうつさないんだけど、1人はうつすということで、何でこの1人がうつすのかという特徴は、これもまだはっきりわかっていないみたいなんです。それと、これは中国の発表なので信用性があるかどうかというのはわからないんですけど、そのうち1人がうつすに当たっても、SとLの2つの種類があって、Sは感染力が弱いけど、Lは物すごく強いということで、こういうようなことがいろいろ不安だろうと思うんですけど、そういうことを市が独自でできればと思うわけですが。

ただし、これは不安を募るかもわからないし、新薬もできるかもわからない。日々、刻々と状況が変わるわけなんですけど、わからないことが多々あるということで市民の皆さんはそういう不安を持っておられる。そういう意味で、放課後児童クラブなんかでも教育委員会とかから指導はされているんでしょうけど、これは国が言っていますように、放課後児童クラブでも部屋があれば、ある程度湿度を持ちなさい、空気の入替えをしなさいとかというように具体的な示されているわけなんですけど、そういう意味でできるかできないかなんかということでの意見がちょっとあるということと、お尋ねしたいなと思っています。

健康福祉部参与（三宅早苗君） この新型コロナウイルス感染症につきましては、本当に市民の方がいろいろ不安に思われているということは十分承知いたしております。ということで、やはり市民の方の目に届きやすいような広報等を使いまして、新型コロナウイルス感染症とはどのようなものであるのかですとか、先ほど申し上げられておりましたけども、小規模クラスター、これはどういうふうなものであるのか、また、この感染症についてはどういうふうに感染していくのかというようなところを詳しく、できる限り出していききたいというふうには考えております。

委員（惣台己吉君） ありがとうございます。不安を持たれているのもそうなんですけど、マスコミが言うようなことをとことん追い詰めて完璧を求めても、逆に大変なことになりますので、そこのところはよろしくをお願いします。

委員（西村慎次郎君） 放課後児童クラブの件と保育園の件で、聞かせてほしいなと思っています。現状は、小学校も開校していますので、どの放課後児童クラブも開所をしているんだろうというふうに思っています。今後の状況変化に応じて、多分クラブや保育園の対応も変わってくるのかなと思うんですが、そのあたり市としての対応方針っていうものが示されてくるのか、示されるのであればいつごろなのか、既に決まっていればその内容

を、放課後児童クラブと保育園についてお聞きしたいと思います。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 現在小学校が開校していて、放課後児童クラブ、それから保育園は通常どおりに運営をしていただいております。今後の状況の変化によってどのようにしていくかということでございますが、現在のところは国からの文書にありますように、原則開所ということで各園、クラブには通知をしておるところでございます。しかしながら、状況は刻々と変わってまいりますので、現時点では今言ったようなことしておりますが、今後の変化によってさらにどうしていくかというのを検討していく時期が来ることもあると考えております。現時点ではそういうふうに継続して、原則開所ということでお知らせをしております。

委員（西村慎次郎君） ということは、今は検討しないということなのか、検討しながらそういう状況になったときにはすぐ指示が出せる体制をこれから準備していくんだよという理解でいいのか。どうでしょう。

副市長（猪原慎太郎君） 常にそういったことは検討しております。実際岡山県内ですとか広島県内、要は井原市の近隣で感染者が発生したときには、当面は小学校の休校というものを一番に考えないといけないと考えております。その段階で、放課後児童クラブのあり方についても市としての方針を出したいと思っておりますし、保育園につきましては、今のところ政府のほうからは変わった取り扱いは出ていないと認識をしておりますけれども、感染者の発生状況が、例えば井原市内で相当数の感染者が発生したということになれば、また話は別だろうと思います。そういったことも想定しながら、対策本部のほうで検討しているところでございます。

委員（三輪順治君） もうそういうことで検討されて、いつボタンを押すかだけの段階であればいいんですけども、ちょっと気になるのが国の動きで、新型の特措法を改正するというか、適用をして、国民生活がかなり制約的な状態になる可能性もある、いわゆる緊急事態です。そういったこともあるので、もう本当にあらゆることを想定して、取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思っております。過去に経験がないようなことがあるかもわかりませんので、自分の命は自分で守ればいいんですが、行政として、関係機関としてできることをやっていただきますようお願いいたします。先ほど副市長の表明がありましたので、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に一つ。感染症に対してきょう聞いておりますので、インフルエンザの発生状況をちょっと教えていただけますか。これも立派な感染症です。

健康福祉部参与（三宅早苗君） インフルエンザにつきましてですけれども、3月4日までの患者数ということで、井原医師会さんのほうがずっとまとめておられますので、そちら

のほうからの資料で、この令和元年度につきましては、1, 880名が今のところ市内の患者発生というようなことをございます。過去5年間の状況を見てみますと、大体毎年平均が2, 816名ぐらいの方がインフルエンザになっていらっしゃるということですので、同時期で考えますと約66%の患者数というようなことで、4割の方が手洗いですとかせきエチケットとかによって抑えられているのではないかというふうに考えております。

委員（大滝文則君） ちょっと難しい話がたくさん出るので、簡単な話をお聞きをすると、この委員会に属する市が関係する催し等の対応ですが、自粛期間というのはいつごろまでを、現時点では想定されているところでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 今ホームページでいろいろ周知をしているところをございますけれども、まず公共施設の休館とかにつきましては、当面は15日までということをございます。その時期が来れば、また延長するのかなのかという判断はしたいと思っております。それから、イベントですけれども、これにつきましては基本的には担当課の判断になりますけれども、イベントの大きさにもよります。例えば産業まつりという大きなイベントがありまして、これ実は昨日中止の決定をしたところをございますけれども、このように比較的早目に決断をしないと、お金が発生してしまうものなど、イベントも大小いろいろあると思いますので、そのケース・バイ・ケースで担当課で判断したいと思っておりますが、当面3月中のイベントについては市としての方針を示して、ホームページへ掲載をしているというのが現状をございます。

委員（大滝文則君） 僕もざっくり見たんですけども、基本的には中止という理解でよろしいですか。

副市長（猪原慎太郎君） 例えば市の行事につきましては、全て中止というものではありません。あくまでも不特定多数の方がいらっしゃるですとか、高齢者の方、妊婦の方、要するにリスクが高い方が一堂に会するようなイベントについてはもう中止ということにしておりますが、全てのイベントを中止にしているという状況までには至ってはおりません。市以外の民間のところをされるイベントにつきましては、市からの情報発信によって、そのイベントの担当をされる団体に判断は委ねているというところが現実をございます。

委員（三輪順治君） 対策本部の担当課、事務局はどこでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 現在市で行っていることは、主には情報提供ということを行っておりますので、現時点の対策本部の事務局は秘書広報課をございます。ただ、今後市内に感染者が発生するとかといった状況になってきますと、事務局というのは複数にまたがる可能性もありますし、変わるということは考えられると思いますが、現在は秘書広報課をございます。

委員（惣台己吉君） いま一度確認します。公共施設の使用は不可であるというようなことはずっと連絡をいただいております。それから、先ほど民間とかいろいろな人が集まる場所とかと言われたわけですが、これはクラスターの連鎖感染の起こしやすい場所に関しては、これはもうそういう催し物はしないでくださいという考え方ですよね。これは今、国もそうですし、大阪市なんかもそうですが、歌を歌う場所に集まることとかはやめてくれということで、そこは閉鎖はしましたけどほかのところには強制力ないですから、もう今までどおりなるべくしないでくださいというような方法しかないわけですよね。

副市長（猪原慎太郎君） 惣台委員さんおっしゃられるとおり、今の状況下であればそこまで外部の、例えば事業所ですとか団体に対しての強制力はないものと思っております。

〈なし〉

委員長（簀戸利昭君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席をお願いしたいと思いますが、何かございましたらお願いをいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。また、さまざまな角度から活発な議論をいただいたことと思っております。この委員会でいただきましたさまざまなご意見、ご要望につきましては、今後の市政に反映をしていきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

委員長（簀戸利昭君） 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

委員長（簀戸利昭君） 引き続き、所管事務調査事項の新型コロナウイルス等感染症対策についてを協議いたします。

この所管事務調査事項の今後の進め方について、委員の皆様にご協議いただきたいと思います。継続していくか、どうなのか。

委員（藤原浩司君） 全国的にすごい数なんですけど、たちまちこの中国地方では岡山県と、それから山陰地方では出ていないんで、その都度執行部からの情報をいただかないと、我々も動きがとれないと思うんです。その中でいろいろな、先ほど僕が言ったような不測の事態が発生したときには困りますので、とりあえず今はこの新型コロナウイルス等感染症対

策についての所管事務調査に関しては、とりあえずもうきょうで終わりのほうが私はいいんではないかと思うんです。不測の事態が発生したときには、それはそのときにまた皆さんで協議をしたほうがいいんではないかと思えます。

委員長（簀戸利昭君） 今回限りでよろしいでしょうか。状況が変わって、また所管事務調査事項とするか、また、逆に言えば継続にしておけばいつでも集まれるということもございいますが、いかがでしょうか。

委員（三輪順治君） 継続にしなくても、国の動きが物すごく日に日に変わっていきまして、恐らく今藤原委員がおっしゃったように、何らかのいろんな事態が想定されます。ですから、委員会は閉会中でも委員長の指示があればできますので、今回は今回で一応終わらせておいて、国の動きに合わせて、状況に応じてまた適宜開いていただければというふうに思っています。

議会事務局次長（藤原靖和君） 今回所管事務調査事項として定例会の開会日にこの提案を入れていただいたと思うんですが、今の市議会での取り組みの中では、基本的には各議員さんが個人でできるのは、開会日の2日前の5時までというのが決められています。中日の委員会ですというものについては、今回開会日に出された案件または本日の緊急とか不測の事態が生じた場合の所管事務調査事項については協議をしましょうということになるのですが、今回委員長が、今後閉会中にこの案件について継続して審査するかしらないかということ促しているわけなんです。そういう意味で、ここでもう今回終了ということになれば、今後新型コロナウイルス感染症の状況がどうなるかわからないんですけど、例えば不測の事態が生じた場合、市民福祉委員会としての所管事務調査はできないということになります。

委員（三輪順治君） 新型コロナウイルス感染症に対してはもうできないんですか。

議会事務局次長（藤原靖和君） 市民福祉委員会としての所管事務調査はできないということになります。

〈休憩中、委員間討議〉

委員（三輪順治君） 先ほどの発言の中で、今回限りでこの所管事務調査事項については終わるということで賛成いたしました。この新型コロナウイルス感染症等をめぐっては、状況的にいろんな意味で大きな変化が予想されておりますので、ここは継続審査として、この委員会として取り扱っていただきたい、このように考えております。

委員（藤原浩司君） 私はもう最初の意見から曲げません。というのも、この委員会では何

を話をしても何もできないんですよ。あとはもう執行部の扱いと病院の扱いなんで、例えばこのことに関して執行部をまた呼んで集まっていたらということになれば、はっきり言って邪魔になるんですよ。緊急の場合に、このことで寄ってもらって、執行部から話を聞いて云々かんぬんという邪魔をするよりは、もう今の段階で言ったわけですから、その都度情報をいただければいいわけであって、それに対しての対応はどうであるのかとかということを知ればいいわけであって、それを継続審査でずっとやって、例えば緊急で新型コロナウイルス感染症対策本部をつくった、そういった中で我々が執行部を呼んで話をすることにもいかないと思うんです。

だから、この件も今回で終わると言ったから取り上げたことであって、継続審査でするんだったら、私はもうはなから取り上げてないですから。だって、この新型コロナウイルス感染症に関しては、我々が幾ら頑張っても何もできないんですから。ただ自分で自分の命を守るだけですから。自分でマスクをしたり消毒をしたりとかするしかないのに、それを所管事務調査で例えばずっと続けるんだったら、最初からそのように発言者も言えばいいし、ここで閉じる、これでもう終わりだということを僕は聞いたから賛成したわけであって、それを取り上げるんだったら、もうはなから僕は賛成してないですから、この件は。だから、僕はもう継続審査をする必要はないと思います。

〈休憩中、委員間討議〉

委員長（簀戸利昭君） いろいろご意見が出ましたが、できれば継続して、何か動きがあったときに集まれる体制をとっておきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で特にこちらからはございません。委員の皆さんから何かご意見がありましたらお願いいたします。

〈なし〉

委員長（簀戸利昭君） それでは、市民福祉委員会閉会に当たり、議長、何かございましたらお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

委員長（簗戸利昭君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。